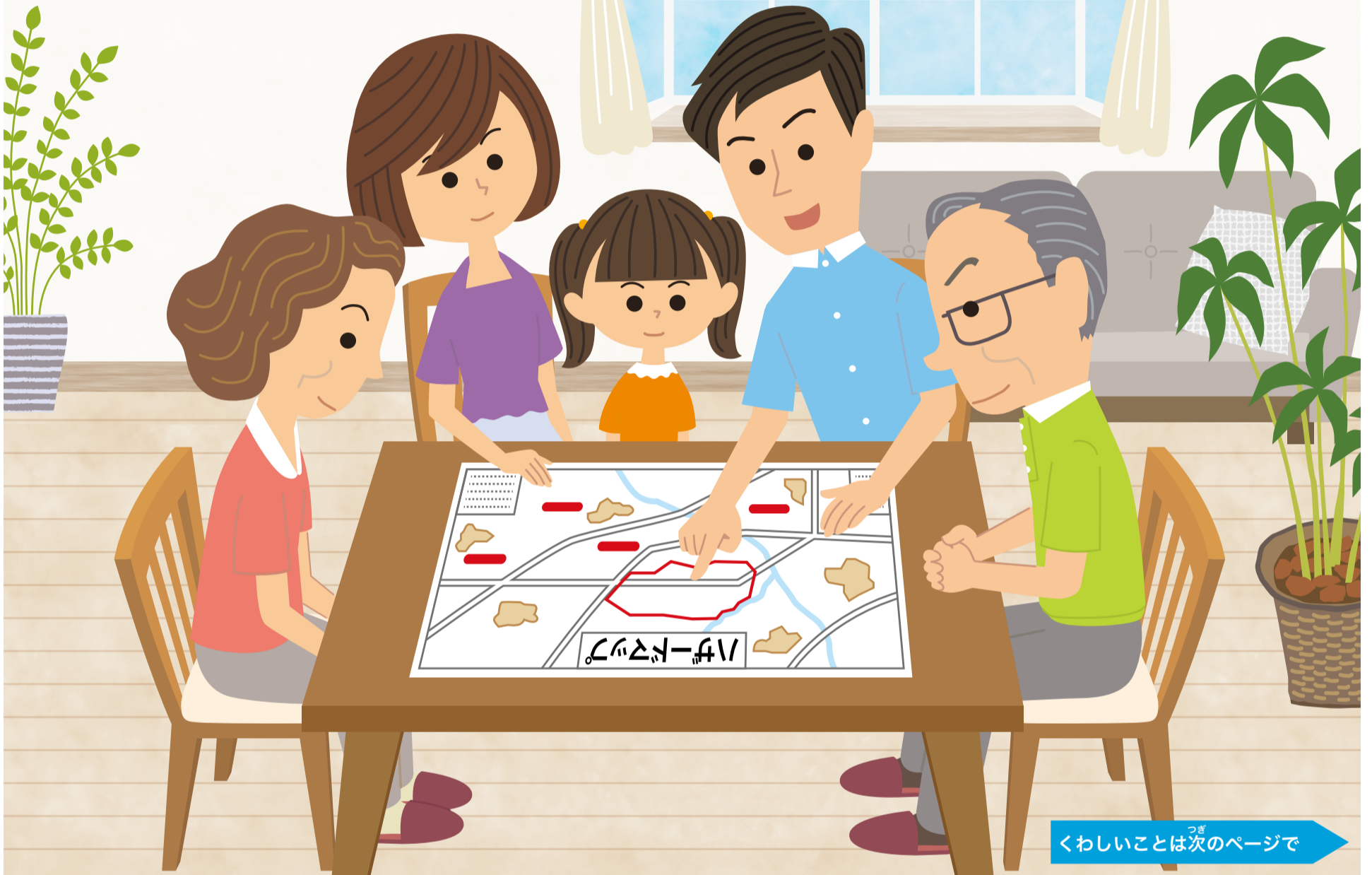


## 大雨にそなえましょう

ぼうさいじょうほう 防災情報を正しく理解しましょう。ハザードマップなどをじょうずに使って、  
うまく避難できるようにしてください。



くわしいことは次のページで

## 大雨にそなえて



よこはましちょう  
横浜市長  
はやし ふみこ  
林 文子

木々のみどりがだんだん濃くなってきました。雨のなかで、あざやかなアジサイの花がさいいています。そんなつゆの季節の美しさを楽しみにしている人も多いでしょう。

でも、つゆの季節には注意しなくてはならないことがあります。雨が長くつづくので、川の水の量がふえて、はんらんすることがあります。がけ崩れがおきることもあります。去年は西日本で大変な大雨がふりました。最近では、日本のあちこちで、大規模な被害がでています。

災害がおきたときに、被害をうけた人たちを早くしっかり救助することができるように、横浜市は、今年4月に「救助実施市」になりました。市民のくらしを守れるように、横浜市はしっかりとりくんでいます。このような国や県や市のとりくみを公助といいます。ひとりひとりが自分を助けることを自助、地域のみんなが助けあうことを共助といいます。災害の被害をかるくするためには、公助、自助、共助がすべて大きな力になります。

災害は、いつおきるかわかりません。区役所では土砂災害や浸水のハザードマップをくばっています。ハザードマップを使って、自分の家のまわりの危険な場所や、避難所への行きかたについて、家族や地域の人たちといっしょに確認してください。近くにお年より、障害がある人、小さな子どもがいたら、ふだんから話をし、助けあえるような関係をつくっておきましょう。

これからも、災害に強い、安全で安心なまちづくりをするために、いっしょにとりくんでいきましょう。

# 大雨にそなえましょう

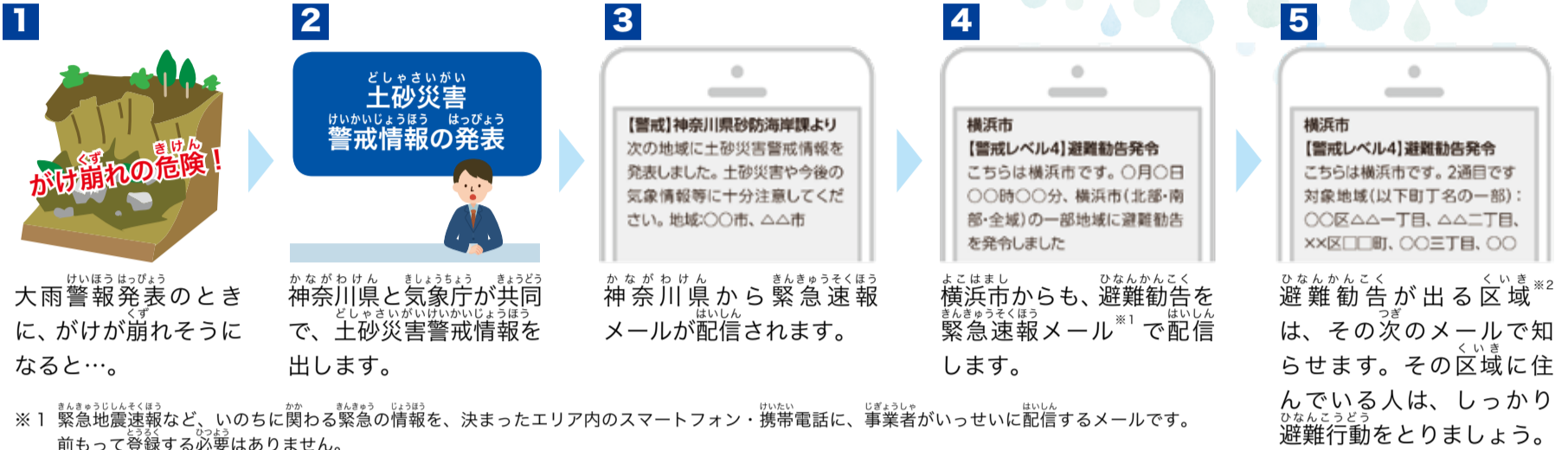
防災情報を正しく理解しましょう。ハザードマップなどをじょうずに使って、うまく避難できるようにしてください。

がけ崩れの危険などが大きいときに、市民にEメールを配信します。

Eメールは日本語だけです。

自分がいる場所が即時避難勧告対象区域(=すぐに避難したほうがいい区域)になっているか、今すぐ確認しておきましょう。

## メール配信



※1 緊急地震速報など、のちに関わる緊急の情報を、決まったエリア内のスマートフォン・携帯電話に、事業者がいっせいに配信するメールです。前もって登録する必要はありません。

※2 即時避難勧告対象区域(避難勧告が出される予定の区域について、くわしいことはホームページを見てください。)

横浜市 即時避難勧告対象区域 [けんさく検索](#)

気象情報や避難情報を見たら、危険が来る前に、状況を見て、次のような避難の行動をしてください。また、ハザードマップなどを使って、前もって自分の家の近くの危険な場所をよく調べておきましょう。

## 避難行動



### 横浜市防災情報Eメール

この二次元コードを読みとってください。または [entry-yokohama@bousai-mail.jp](mailto:entry-yokohama@bousai-mail.jp) から空メールを送ると、登録案内メールがとどきます。



きくところ メール配信について：総務局緊急対策課 TEL：045-671-2064 FAX：045-641-1677  
 避難について：総務局地域防災課 TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

# 熱中症を予防しましょう!

## こんな日は熱中症に注意!

- 気温が高い
- 湿度が高い
- 風が弱い
- 急に暑くなった



## 熱中症を予防するには…

- すずしい服を着て、日がさや帽子を使う
- 少しずつひんぱんに水分・塩分をとる
- 毎日の健康管理 ● 部屋の温度を調節する

### 高齢者は注意

- のどがかわかなくても、水分をとりましょう。
- 暑さを感じにくくなっているため、部屋の温度をひんぱんにチェックして、エアコンなどをじょうずに使しましょう。

### 小さい子どもは特に注意

- 赤ちゃんや小さい子どもは、体温がうまく調節できません。大人が注意してあげましょう。
- はれた日は、地面の近くほど気温が高くなります。小さい子どもは大人よりも暑い環境にいます。

2018年の夏はいつもよりきびしい暑さがつづきました。横浜市では5月から9月のあいだに、1,711人が熱中症で病院に運ばれました。2017年とくらべて2.3倍の人数です。

つゆの後に急に気温が上がると、たくさんの方が熱中症のような症状で病院に運ばれます。暑くなる前から、ちょうどよい運動をして汗をかくと、暑さに強い体になって、熱中症をふせぐことができます。

## 熱中症になったときは

- すずしい場所へつれていく
- 服をぬがせて、体を冷やす
- 水分・塩分をあたえる

意識がないとき、よんでも返事をしないときは、すぐに救急車をよんでください!



救急車をよぶかどうか、まよったら

横浜市救急相談センター(毎日24時間いつでも) #7119 または 045-232-7119

横浜市救急受診ガイド 急に病気になったとき、けがをしたときに、すぐ病院に行ったほうがいいかどうか教えてください。

※区の消防署で、パンフレットがもらえます。

横浜市救急受診ガイド [けんさく検索](#)



# 2019年度の市民税・県民税(住民税)についてのお知らせ

2019年度の個人市民税・県民税(2018年の所得にたいしてかかる個人住民税)から、次のようなことが変更されました。

## ●配偶者特別控除について

控除の対象になる配偶者(夫や妻)の合計所得金額の上限が「76万円未満」から「123万円以下」に引き上げられました。

## ●配偶者控除・配偶者特別控除をうける納税者の所得制限について

納税者本人に所得制限が決められました。納税者の合計所得金額が900万円をこえると、控除の金額が段階的にへり、1,000万円をこえると控除がうけられなくなりました。

(単位:万円)

| 控除の種類              | 配偶者の給与収入(合計所得金額)   |               |               |                        |                        |                        |                        |                        |                        |                  |   |
|--------------------|--------------------|---------------|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------|---|
|                    | ~103<br>(~38)      | ~155<br>(~90) | ~160<br>(~95) | ~166.8<br>未満<br>(~100) | ~175.2<br>未満<br>(~105) | ~183.2<br>未満<br>(~110) | ~190.4<br>未満<br>(~115) | ~197.2<br>未満<br>(~120) | ~201.6<br>未満<br>(~123) | 201.6~<br>(123~) |   |
| 配偶者控除              | 配偶者特別控除            |               |               |                        |                        |                        |                        |                        |                        |                  |   |
| 納税者本人の給与収入(合計所得金額) | ~1,120<br>(~900)   | 33<br>(38)※   | 33            | 31                     | 26                     | 21                     | 16                     | 11                     | 6                      | 3                | - |
|                    | ~1,170<br>(~950)   | 22<br>(26)※   | 22            | 21                     | 18                     | 14                     | 11                     | 8                      | 4                      | 2                | - |
|                    | ~1,220<br>(~1,000) | 11<br>(13)※   | 11            | 11                     | 9                      | 7                      | 6                      | 4                      | 2                      | 1                | - |
|                    | 1,220~<br>(1,000~) | -             | -             | -                      | -                      | -                      | -                      | -                      | -                      | -                | - |

※控除の対象になる配偶者が老人控除対象配偶者のときの控除額

納税者本人の合計所得金額が1,000万円をこえていて、同じ生計の配偶者が配偶者控除の対象にならないときは、納税者または配偶者がべつに住民税の申告をする必要があります。

自分の課税について確認したい人は、2019年1月1日に住んでいた区の区役所の税務課にきいてください。

●市民税均等割には、横浜みどり税900円が足されています(2023年度まで延長になりました)。横浜のみどりのために、協力をおねがいします。

2019年度の第一期分普通徴収は、7月1日までにしはらってください。

控除額は赤い四角のらんで確認できます。

●自分で納税する人(普通徴収)

●公的年金から特別徴収される人

(納税通知書の3ページめ)

●給与から特別徴収される人

■所得金額の内訳(円) (平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間の所得)

|       |      |     |      |       |      |      |      |      |           |       |
|-------|------|-----|------|-------|------|------|------|------|-----------|-------|
| 総所得金額 | 給与所得 | 雑所得 | 山林所得 | 不動産所得 | 農林所得 | 営業所得 | 配当所得 | 利子所得 | 総合課税・一時所得 | 総所得金額 |
|       |      |     |      |       |      |      |      |      |           |       |

■所得控除額の内訳(円)

|          |      |       |         |      |            |         |       |     |      |    |     |          |
|----------|------|-------|---------|------|------------|---------|-------|-----|------|----|-----|----------|
| 所得控除額の合計 | 基礎控除 | 配偶者控除 | 配偶者特別控除 | 扶養控除 | 小規模企業共済等控除 | 社会保険料控除 | 医療費控除 | 雑控除 | 本人控除 | 特別 | その他 | 所得控除額の合計 |
|          |      |       |         |      |            |         |       |     |      |    |     |          |

給与所得等に係る 市民税・県民税

|      |      |                |         |       |       |        |        |        |           |         |          |        |
|------|------|----------------|---------|-------|-------|--------|--------|--------|-----------|---------|----------|--------|
| 所得   | 給与収入 | 主たる給与以外の合算所得区分 | 総所得金額①  | 総所得②  | 山林所得  | 分属短期譲渡 | 分属長期譲渡 | 株式等の譲渡 | 上場株式等の配当等 | 先物取引    | 扶養控除適用区分 | 本人控除区分 |
| 所得控除 | 医療費  | 社会保険料          | 小規模企業共済 | 生命保険料 | 地震保険料 | 配偶者    | 配偶者特別  | 扶養     | 基礎        | 所得控除合計③ |          |        |